

岐阜県公安委員会運営規則

〔 制定 平成13年岐阜県公安委員会規則第2号 〕
〔 改正 平成16年岐阜県公安委員会規則第4号 〕
(原文縦書き)

岐阜県公安委員会運営規則(昭和29年岐阜県公安委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)

第45条の規定に基づき、岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(公安委員会の権限行使)

第2条 公安委員会は、その委員をもって組織する会議(以下「会議」という。)の議決により、その権限を行う。

(公安委員会の管理)

第3条 公安委員会は、法第47条第2項の岐阜県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

2 前項の大綱方針は、法第47条第2項の岐阜県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

3 公安委員会は、法第47条第2項の岐阜県警察の事務の処理が第一項の大綱方針に適合していないと認めるときは、岐阜県警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

4 公安委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいて執った措置について必要な報告を徴するものとする。

(定例会)

第4条 定例会は、日時を定めて、委員長がこれを招集するものとする。

(臨時会)

第5条 委員長は、緊急の必要がある場合又は他の委員若しくは本部長から会議の開催について請求があったときは、臨時に会議を招集しなければならない。

(会議事項の通知)

第6条 委員長は、あらかじめ会議事項を他の委員及び本部長に通知しなければな

らない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(会議の議事等)

第 7 条 会議は、委員 2 人以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議の議事は、委員の過半数によってこれを決する。

4 会議を開催したときは、会議録を調製するものとする。

(委員長代理)

第 8 条 委員長に事故があるときその他委員長がその職務を行うことができないときは、他の委員は、あらかじめ委員長が指名した順序に従い、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第 9 条 本部長は、会議に出席するものとする。ただし、委員長が出席を免除した場合は、この限りでない。

2 本部長は、公安委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

(公安委員会の権限行使の特例)

第 10 条 委員長は、緊急を要する場合において、会議を開くことができないときは、第 2 条の規定にかかわらず、会議以外の方法により他の委員の意見を求めた上、過半数の意見で公安委員会の議事を決することができる。ただし、他の委員の意見を求めることができないときは、委員長が公安委員会の議事を決することができるものとする。

2 委員長は、前項の規定により公安委員会の権限を行使したときは、次の会議においてその執った措置を報告しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、公安委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日岐阜県公安委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 12 日岐阜県公安委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。